

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	姫路河川国道事務所高濃度PCB処理作業
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長 磯部 良太 兵庫県姫路市北条1-250
契約締結日	令和 2年10月29日
契約の相手方の氏名及び住所	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 東京都港区芝1-7-17
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	3,465,616円
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	3,150,560円
随意契約によることとした理由	<p>本件は、姫路河川国道事務所内に保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度PCB廃棄物」という。）である安定器等の処理を行うものである。PCBは人の健康及び生活環境に被害を及ぼす恐れがある物質であることから、平成13年6月に制定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という）」の第10条により『保管事業者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。』とされ、「PCB特別措置法施行令」の第6条において処分の期間として『令和3年3月31日まで』と定められている。</p> <p>また、PCB特別措置法第6条に基づき、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（令和元年12月20日改訂版）」が環境省により定められており、この中で『中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、事実上我が国唯一の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業者』とあり、同社において適正に処理されることとされている。</p> <p>現在も高濃度PCB廃棄物の処理が可能なのは、国の全額出資により設立された中間貯蔵・環境安全事業株式会社のみである。従って、今回、高濃度PCB廃棄物の処理作業を行うために当該業者と随意契約を行うものである。</p>
備 考	